

第2期

宿毛市  
子ども・子育て支援  
事業計画



## 計画策定の背景と趣旨

宿毛市では、平成 27 年度「宿毛市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育及び子育て世代包括支援センターなど地域子育て支援事業について必要量を定めるとともに、提供体制を整備してきました。

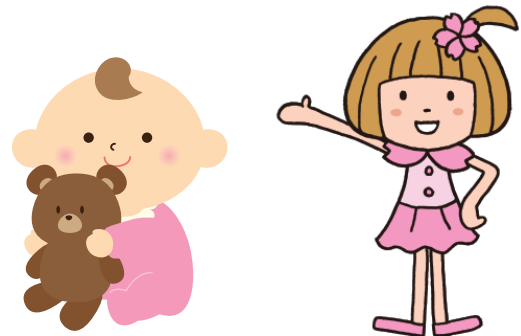
また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるようさまざまな施策を計画的、総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、加えて児童虐待などの子どもの権利を脅かす事件の増加などが課題となっています。

また、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で子育てをする当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう各種事業を地域の協力のもと計画的に推進することが求められます。

そこで、「宿毛市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、その取り組みを計画的に推進していくため「第 2 期宿毛市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



宿毛市のはなちゃん

## 計画の法的根拠と位置づけ

子ども・子育て支援法  
第 61 条に基づく  
「市町村子ども・子育て支援事業計画」

次世代育成支援対策推進法に基づく  
「宿毛市次世代育成支援行動計画」  
の考え方を継承

宿毛市の地域活性化や生活環境の整備などの指針を示す「宿毛市振興計画」を上位計画として位置づけ、子育てに関する地域全体での支援・サービスや環境整備の指針を示す部門計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律  
第 9 条第 2 項に基づく  
「子どもの貧困対策計画」を包含

## 計画の期間

| H27              | H28 | H29   | H30 | H31     | R2                     | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------|-----|-------|-----|---------|------------------------|----|----|----|----|
| 宿毛市子ども・子育て支援事業計画 |     |       |     |         |                        |    |    |    |    |
|                  |     | 中間見直し |     | 評価・計画策定 | 第 2 期 宿毛市子ども・子育て支援事業計画 |    |    |    |    |

## 基本理念

# すくすく健やかに育つ育てるまちづくり



宿毛市では、子どもたちは本市の宝物であり、本市の担い手として健やかに未来に羽ばたけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って、子育て環境を取り巻く課題に取り組んできたところです。

子どもの育ちに何より大切なのは、“心豊かな家族としっかりとした家庭を築くこと”であり、地域社会が担う重要な役割としては、保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、その役割を果たすことができるよう社会全体で支えていくことです。そこで社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的として「すくすく健やかに育つ育てるまちづくり」を基本理念に掲げて子育て支援を推進します。

## 基本視点

3つの基本的な視点をもとに、基本理念に基づく各施策を実施します。

子育て  
しやすい  
環境づくり



健やかに育つ  
環境づくり



社会全体で  
子どもを育てる  
環境づくり



|                   |                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 子育てしやすい環境づくり      | ◇家庭は教育の原点であり出発点であるという認識のもとの支援<br>◇親としての成長を支援し、子育てに喜びや生きがいを感じることができる支援         |
| 健やかに育つ環境づくり       | ◇一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められる環境整備<br>◇社会的養護に係る措置を適切に講じ、子どもの健やかな育ちを保障           |
| 社会全体で子どもを育てる環境づくり | ◇子どもが安全に安心して暮らすことのできる、多様な保育環境と生活環境の整備<br>◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や意識啓発 |



# 基本目標と施策の展開

## 基本目標① 子育て支援の充実

幼児期の学校教育・保育事業の一体的な提供が図られるよう保育サービスの充実など保育環境の整備に努めます。

### ① 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

教育・保育の一体的な提供に関して、教育・保育の質の向上や子どもの成長といった観点を大切にする必要があります。

宿毛市として、子どもの最善の利益を第一に考えた、教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取り組みを推進します。

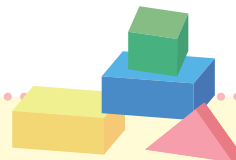
\* 認定こども園普及に係る基本的な考え方など



### ② 保育環境の整備

宿毛市の女性の就業率は全国的にみると高いことから、女性の社会進出や、保護者の働き方の多様化、教育・保育の無償化等により、保育サービスに対するニーズも多様化しており、これらに対応するため、保育サービスの充実等の環境整備に努めます。

\* 保育サービスの充実  
\* 障害児保育の充実  
\* 家庭支援推進保育事業の推進  
\* 長期休業日の預かり保育事業の促進  
\* 保育士等の研修の充実 など



## 基本目標② 子育て環境の整備

子育てをするすべての人の育児不安や負担を軽減できるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実やきめ細かな支援を行うとともに、地域全体における子育て支援を推進します。また、貧困などの事情により社会的な支援が必要な子どもへの支援に取り組みます。

### ① 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関するサービスの情報提供や、同じ子を持つ親同士の交流の場を提供することで、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

\* 子育てに関する情報提供  
\* 子育ての仲間づくりの支援  
\* 教育・保育施設の開放

### ② 子育てに伴う経済的負担の軽減

各種医療費助成や、各種手当の支給、就学支援等を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、各種制度についての周知や制度のさらなる充実による子育てや教育に係る費用の軽減に努めます。

\* 各種医療費等助成制度  
\* 教育に係る費用の軽減  
\* 保育料等の軽減





### ③子育てを支援する環境の整備

子どもにとって、身近で重要な遊び場である公園や児童館等の施設の見直しや整備など、安全で利用しやすい施設として、地域全体で維持管理ができる体制づくりに取り組みます。

妊娠期から出産・育児等について相談できる体制の整備や子育てに関する講演会の開催など、子育てに関する悩みや不安を軽減し、前向きに子育てできる環境整備に努めます。



- \* 公園等の整備
- \* 児童館事業の推進
- \* 子育てに関する相談機能の充実
- \* 放課後児童クラブ  
(放課後児童健全育成事業) の推進

### ④子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策について、経済的な生活困窮だけでなく、さまざまな理由で社会的支援を必要とする子どもへの支援、その保護者への支援について教育支援、生活支援、就労や経済的な支援に取り組みます。



- 教育支援 \* 教育に係る費用の軽減【再掲】
- 生活支援 \* 相談体制の広報・充実
- \* 虐待予防に関する広報・啓発活動の充実
- 就労支援 \* 就業：就学支援 など



## 基本目標③ 健やかな成長のために

これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、学校・地域・家庭の教育環境の整備を進めます。

### ①家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上のため、保育所や認定こども園、小学校・中学校のPTA活動等、親への学習の機会を提供し、家庭教育支援推進事業の推進を図ります。

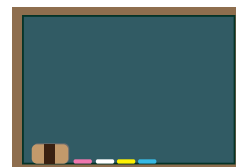
また、子どもたちの健やかな成長のために、地域の人等、異年齢の人との交流を深める世代間交流事業の推進に努めます。

- \* 世代間交流事業の  
推進 など



### ②思春期保健対策の充実

子どもたちの健やかな成長のため、飲酒、喫煙や薬物乱用等や性に関する理解を深め、自分の命を大切にすることができる子どもに育つよう、学習の機会を提供するとともに、気軽に相談できる窓口を設けて子どもたちに寄り添った支援を行います。



- \* 「生」と「性」に関する教育の充実
- \* 喫煙・飲酒・薬物等の健康影響についての教育推進と防止対策
- \* 相談体制の広報・充実【再掲】など

## 基本目標④ 要保護児童支援への取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進、障害児施策の充実等、専門的技術・知識を要する子どもや家庭への支援に取り組みます。

### ①児童虐待防止対策の充実

児童虐待の芽を早期に発見し未然に防ぐことができる体制を整備し、発生した場合には早期発見、早期対応をするため、妊娠期の早い段階から家庭に寄り添うことや、関係機関との連携、相談体制の整備に努めます。

- \* 児童家庭相談の充実
- \* 母子保健事業の充実 など

### ②障害のある子どもへの支援に充実

子ども一人ひとりの障害を正しく理解し尊重することで、障害があっても安心して生活できるまちづくりを進めるため、行政や地域が連携して支援ができるネットワークづくりに努めます。

- \* 乳幼児の健康診査の充実
- \* 社会参加と自立の促進 など

### ③ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭に対して、相談体制の充実や各種助成、手当の支給による生活、就労、就学等の経済的支援を行うことで、児童の健全な育成を図ります。

- \* 相談体制の充実
- \* ひとり親家庭への生活の支援



## 基本目標⑤ 子どもと家族の健康増進

母親が安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに成長できるよう、保健に関する情報提供や小児医療の体制の充実等、思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した育児支援や保健事業を通して、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。

### ①母親、子どもの健康と安心の確保

育児に対する不安やストレスの解消、児童虐待の発生予防のために妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に努めるとともに、引き続き母子保健事業を推進します。

また、妊娠中から気軽に相談できる体制の整備、出産後も交流できる仲間づくりを支援します。

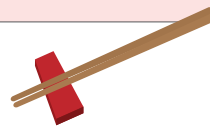
- \* 妊娠、出産期の健康管理
- \* 健康診査受診費用の助成
- \* 妊婦の交流機会の提供
- \* 子育て訪問活動の実施 など



### ②食育の推進

食は生命の源であり、食を通じた豊かな人間性の形成や、正しい食事の摂り方や食習慣の定着は、乳児期からの継続した取り組みが必要となります。市民や保健・教育分野をはじめとする関係団体、関係機関が一体となって連携し、乳児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供に努めます。

- \* 乳幼児期からの食育の推進
- \* 食生活改善推進協議会事業の推進 など

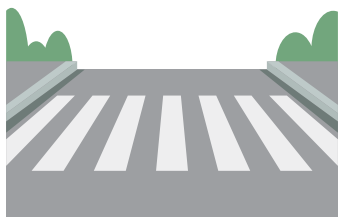


## 基本目標⑥ 子どもの安全の確保

子どもを安心して生み育てることができるとともに、子どもの安全を確保するため、地域における防犯活動等の取り組み、犯罪被害から子どもを守るための取り組みを推進します。

### ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全を確保するため、子ども自身の交通ルールやマナーを身に着けることも重要です。そこで、警察をはじめ関係機関と連携し実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識とマナーの向上に努めます。



- \* 交通安全教室の開催
- \* 交通安全啓発活動の推進



### ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

スクールガードリーダー等から組織した見守隊による登下校時の防犯パトロールや危機管理マニュアル作成、あいさつ・声かけ運動等、警察、保育所・認定こども園や学校等が連携し、地域で子どもの安全を守る取り組みの推進に努めます。

また、近年のスマートフォンの普及により、SNSに関する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも増加していることから、SNSの問題についても啓発を行います。



- \* 通学時の安全確保
- \* 不審者対策の実施
- \* SNS 問題についての啓発活動 など

## 基本目標⑦ 仕事と家庭生活の調和の推進

仕事と家庭生活における調和を目指し、制度や社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの周知に努めます。

### ①男女共同参画社会の推進

男女平等に対する意識や性別による役割分担の考え方や受け止め方は、一人ひとりが育った環境や体験してきた経験の違いによりそれぞれ異なります。

性別に関わりなく、男女が平等に一人の人間として自分らしい生き方を選択できるよう幼児期からの意識づくりに取り組むとともに、家庭、学校、地域が互いに思いやり、一人ひとりが社会の構成メンバーとしての役割と責任を担う必要があります。

- \* 家庭における人権教育の普及、啓発
- \* DV 防止対策
- \* 地域における人権啓発活動の推進



# 教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の整備

## 教育・保育の確保方策

|            | 確保方策  |       |       |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1号認定       | 30    | 30    | 30    | 30    | 30    |
| 2号認定       | 532   | 532   | 461   | 461   | 461   |
| 3号認定(0歳)   | 52    | 52    | 58    | 58    | 58    |
| 3号認定(1・2歳) | 261   | 261   | 247   | 247   | 247   |

## 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度の確保方策(主な事業)

| 事業名                       | 事業の内容                                                                                                                                                 | 確保方策                    |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|                           |                                                                                                                                                       | 令和6年度                   |
| 放課後児童クラブ<br>(放課後児童健全育成事業) | 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。                                                               | 低学年<br>93人<br>高学年<br>7人 |
| 地域子育て支援拠点事業               | 家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。<br>宿毛市地域子育て支援センターで実施しています。                                                 | 1か所                     |
| 子育て短期支援事業                 | 保護者の疾病や就労等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業で、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。<br>現在、児童養護施設「若草園」に委託して実施しています。   | 1か所                     |
| 利用者支援事業                   | 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供や利用にあたっての相談・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。<br>本市では、母子保健型について平成29年度より子育て世代包括支援センターで実施しており、今後も引き続き実施します。 | 1か所                     |

## 第2期 宿毛市子ども・子育て支援事業計画

発行：宿毛市福祉事務所

住所：〒788-8686

高知県宿毛市桜町2番1号

TEL：0880-63-1114



宿毛市のはなちゃん